

所管：厚生労働省 健康局 結核感染症課  
医薬・生活衛生局 生活衛生課  
経済産業省

文書名：新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、  
葬儀、火葬等に関するガイドライン

リンク：[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/bury\\_gl.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/bury_gl.pdf)

適用者：医療従事者の方、遺体等を取り扱う事業者の方、火葬場従事者の方等の関係者

#### 【記載項目抜粋】

### 第三章 例外的な取扱い (24P)

3-3 体液等の飛散等が起こり得る特殊な場合においては、どのように感染対策をするべきか

・亜塩素酸水で清拭する際、明らかな汚染が無い場合は遊離塩素濃度 25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと。）してください。その後、水気を拭き取って乾燥させて下さい。汚染がある場合、ペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚染のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度 100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水をまきます（数分以上置くこと。）。ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させてください。

### 質疑応答集（Q&A） (25P)

問3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどのようにすればよいですか。

#### 問3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどのようにすればよいですか。

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は 2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水（有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上））又は亜塩素酸水（遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上）による清拭消毒を行います。PCR 検査結果が陰性であった濃厚接触者の接触物等に対しては、特別な対応は不要です。遺体から漏出した体液等の消毒については、「3-3. 体液等の飛散等が起こり得る特殊な場合においては、どのように感染対策をするべきか」等を参考に